



地主・経営者のための情報マガジン

AgriTimes

企画発行●
ランドマーク税理士法人
あぐりタイムズ Vol.114
2015

1

ランドマーク税理士法人は
税金と資産運用のプロとしてお客様満足度No.1を目指します!

相続が変わる! 節税が変わる!
平成27年1月1日施行
相続税・贈与税の税制改正

給与所得の 源泉徴収

第27時限

営業職に
大いに*
役立つ!

100切り!

ゴルフ予備校

ゴルフスクールでは教えてくれない100切りマニュアル

再現性が高くなる
ためのルーティンを
取り入れましょう

コースで使える為のショット練習



相続が変わる! 節税が変わる!

平成27年1月1日施行 相続税・贈与税の税制改正



平成27年1月1日から相続税・贈与税は大きく変わります。
相続税の抜本的な改革により、富裕層への引き締めは強くなりました。今後は緩和傾向にある贈与税制をうまく活用し、早期から次世代への財産移転を進めていくのが有効な節税策となります。

<相続税>

(1) 相続税の基礎控除を4割削減

改正前 $5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人の数}$
→改正後 $3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数}$

法定相続人が3人の場合、課税財産が4,800万円を超える世帯が相続税の対象に…!

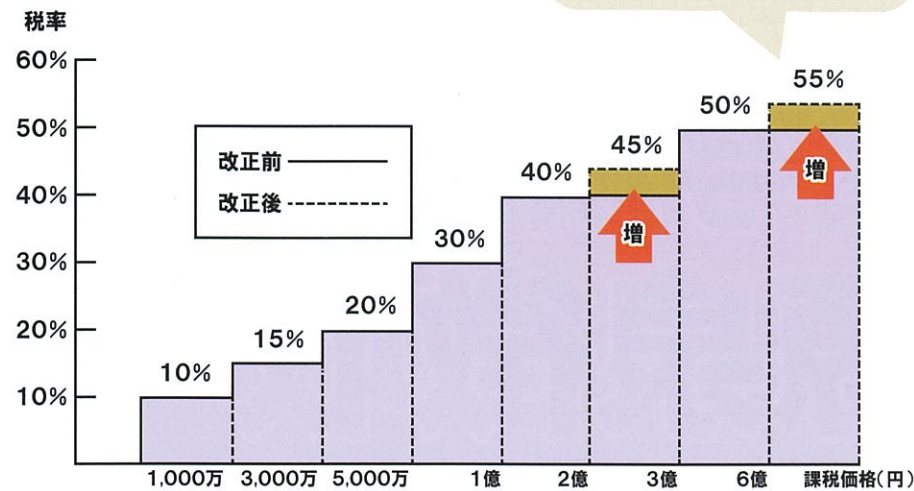
※相続人は配偶者と子供2人の計3人のケース
(法定相続分で相続し配偶者の税額軽減を最大限利用する場合)

課税価格	改正前		改正後	
	基礎控除額	税額	基礎控除額	税額
5,000万円	8,000万円	0円	4,800万円	10万円
1億円	$5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人の数}$	100万円	$3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数}$	315万円

財産規模が1億円の場合、納税額は3倍以上にアップ!

(2) 相続税の税率構造の見直し

課税価格
2億円超3億円以下、
6億円超の部分に
5%の増税



(3) 未成年者控除及び障害者控除の引き上げ

① 未成年者控除

改正前 20歳までの1年につき6万円
改正後 20歳までの1年につき10万円

② 障害者控除

改正前 85歳までの1年につき6万円(特別障害者については12万円)
改正後 85歳までの1年につき10万円(特別障害者については20万円)

(注) 上記(1)、(2)、(3)の改正は、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。



(4) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

① 特定居住用宅地等に係る特例の**適用対象面積が330㎡**(現行240㎡)までの部分に拡充されます。

遺産の評価額を計算する際、
自宅敷地の評価額を最大80%減らすというもの。

分からない事はいつでも
ご相談下さい。



路線価が20万円の地域に500㎡の居住敷地がある人の控除額

改正前 $20万円 \times 240㎡ \times 80\% = \blacktriangle 3,840万円$
改正後 $20万円 \times 330㎡ \times 80\% = \blacktriangle 5,280万円$

(1)、(2)の影響緩和策として設けられました。
都市部の農家にとっては負担軽減に繋がるはず。

② 一棟の**二世帯住宅**で**構造上区分のあるもの**について、被相続人及びその親族が各独立部分に居住していた場合には、その親族が相続又は遺贈により取得したその敷地の用に供されていた宅地等のうち、**被相続人及びその親族が居住していた部分に対応する部分が特例の対象**とされます。

③ **老人ホームに入所**したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等は、次の要件が満たされる場合に限り、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして**特例が適用されます**。

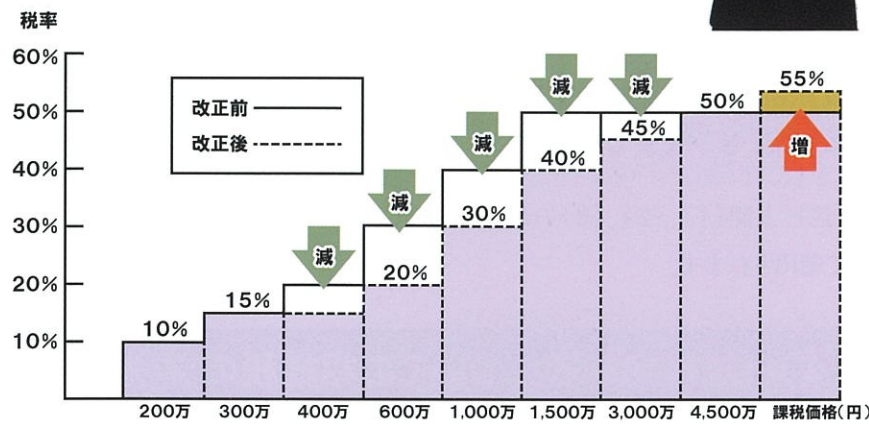
- **相続開始の直前において、被相続人が要介護認定等を受けていたこと。**
- **当該家屋が貸付け等の用途に供されていないこと。**

(注) 上記①の改正は平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用され、上記②及び③の改正は平成26年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

<贈与税>

(1) 贈与税の税率構造の見直し

20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造



課税価格
3,000万円以下の部分は
5~10%の減税

(注)上記の改正は、平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

(2) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

受贈者(30歳未満の者に限る)の**教育資金**に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出した場合、一定の要件を満たすものについては**贈与税を課さない**こととされます。

○対象資産

金融機関(信託会社(信託銀行を含む)、銀行及び金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る))に**信託等をしたもの**

○非課税限度額

信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち**受贈者1人につき1,500万円まで**
(**学校等以外**の者に支払われる金銭については、**500万円を限度**とする)

○適用時期 平成25年4月1日から平成27年12月31日まで

(3) 相続時精算課税制度の適用要件について見直し

- ① 受贈者の範囲に、20歳以上である**孫**(改正前 推定相続人のみ)が追加されます。
- ② 贈与者の年齢要件が**60歳以上**(改正前65歳以上)に引き下げられます。

(注)上記の改正は、平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

難しいけど勉強になりますね!!



《日経夕刊全国版》
2014年11月1日号に掲載されました!



会計事務所や税理士法人
相続相談 地方で連携

地方の会計事務所や税理士法人が地盤のランドマーク税の相続地を控え、税理士法が連携し、相続 理士法人(横浜市、清田 潤)関する関心は高まっている。金儲けでも有名なランドマークが担当し、他の地域は提携先の法人が相続相談口を開く。

各地の意図は「丸の内相模原線」というように、ランドマークを使い、様々な相談にワンストップで対応する。

清田代表が主宰する相続専門家の養成講座を修了し認定登録した人々。

の向上につなげる。ランドマーク税理士法人(横浜市)と、税理士法人(兵庫県尼崎市、福岡市)など8法会と提携した。首都圏はランドマークが担当し、他の地域は提携先の法人が相続相談口を開く。

「丸の内相模原線」というように、ランドマークを使い、様々な相談にワンストップで対応する。

清田代表が主宰する相続専門家の養成講座を修了し認定登録した人々。

《日経朝刊全国版》
2014年10月28日号に掲載!

「よくわかる相続2015年版」に掲載されました



ランドマークマーク便利



実業家 内藤忍と株式会社 日本財託を迎え
2015年相続税の改正に備え、不動産を活用した「資産防衛セミナー」を実施

2014年11月5日(水)
セミナーの様子



お客様の声 「三部構成で複数の角度から話が聞けて、大変勉強になった」当日のアンケートより

給与所得の源泉徴収



Q 今月から、従業員を雇うことにしたのですが、源泉徴収の仕組みがよくわかりません。毎月納付しなくてもいい方法があると聞きましたが、どのような手続きを行えばいいのですか？



A 給与等を支給する人の数が10人未満であれば、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を所轄税務署長に提出することで、年2回の納付で済ませることができるようになります。

(1) 源泉徴収とは

源泉徴収制度とは、給料や報酬などを支払う人(源泉徴収義務者)が、その支払いの際、あらかじめ所得税を徴収(源泉徴収)し、国に納める制度のことをいいます。この制度があることで、会社や個人が給与を支払ったり、税理士などに報酬を支払ったりする際には、その度毎に支払金額に応じた所得税を差し引くことになっています。つまり、納税者の立場からすれば、源泉徴収とは、所得税の前払い制度ということになります。

この源泉徴収の対象となる所得には、利子・配当、給与所得、退職所得、公的年金等がありますが、ここでは給与所得に対する源泉徴収を中心に説明していきます。

給与所得の源泉徴収制度は、納税者および国の事務手続きの負担を軽減するために設けられています。具体的には、源泉徴収税額表(国税庁のHPより閲覧できます)を用いて給与等の支払者に正確な源泉徴収額を徴収させ、年末調整により税額の精算を行わせることにより、確定申告を省略できる制度です。



会社や個人が新たに給与の支払いをはじめて、源泉徴収義務者になる場合、「給与の支払事務所等の開設届出書」を1ヵ月以内に提出しなくてはなりません。また、個人が新たに事業をはじめたり、事業を行うために事務所を設置したりする場合には「個人事業の開業等届出書」を提出することになっています。これらの届出書の提出先は、給与を支払う会社・事務所等の所在地を所轄する税務署です。

(2) 源泉徴収税額の納付

事業者が源泉徴収する税額は所得税法の規定により、一定の金額が定められています。源泉徴収した税額は、原則として源泉徴収をした日の翌月10日までに国に納付しなければなりません。

なお、従業員が少ない場合(給与等の支払いを受ける者が常時10人未満である場合に限る)には、一定の届出書を提出することにより、源泉徴収した税額の納付を毎月ではなく、半年分まとめて納付することで年2回とすることができます。これを「納期の特例」といいます。ただし、この特例の対象となるのは、次のようなケースに限られています。

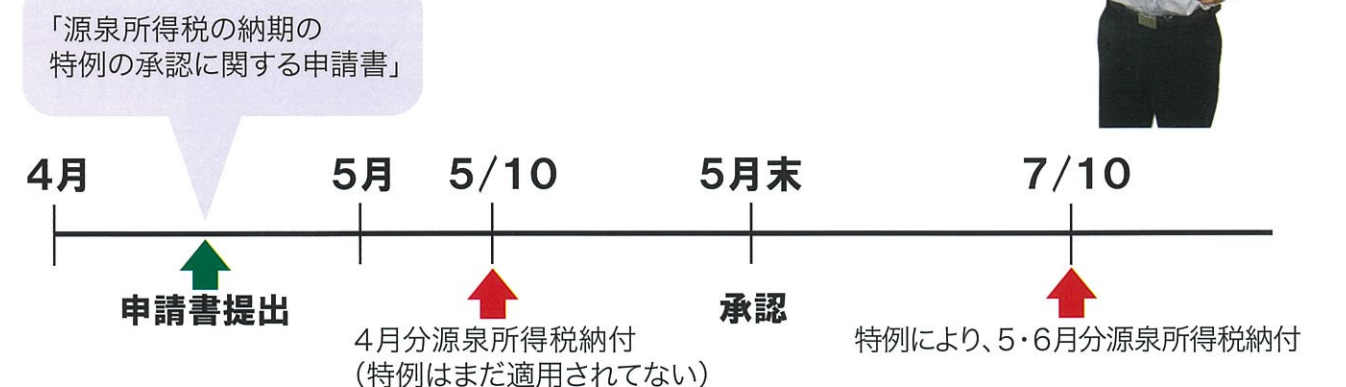
- 給与や退職金から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税
- 税理士報酬などから源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税

この特例を受けるためには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することが必要です。提出先は、給与を支払う会社・事務所等の所在地を所轄する税務署です。税務署から納期の特例申請却下の通知がない限りは、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとみなされ、その月から納期の特例の対象となります。

この特例を受けていると、その年の1月から6月までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は7月10日、7月から12月までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は翌年1月20日が、それぞれ納付期限になります。ただし、納付期限までに納付がない場合には、源泉徴収義務者は延滞税や不納付加算税を負担することとなりますので気をつけて下さい。

※「納期の特例」の申請書を4月に提出したとき

いかがですか？
ご相談はいつでもどうぞ！



- ・特例の申請の効果は、提出した月の翌月からなるため、4月分の源泉は5月10日までに納付が必要です。
- ・通常は5月末に申請書の承認があったとみなされるので、5・6月分の源泉は、7月10日までに納付します。
- ・7月～12月分の源泉は、特例により、翌年の1月20日までに納付します。

営業職
必見!

再現性が高くなるためのルーティンを取り入れましょう

コースで使える為のショット練習

営業職に大いに役立つ!

100切り!

第27時限

ゴルフ予備校

ゴルフスクールでは教えてくれない100切りマニュアル

再現性が高くなるためのルーティンを取り入れましょう

ゴルフ初心者さんのフルショット練習やアプローチ練習を拝見していると、あまりにもショットルーティンが雑なことに驚きます。本来なら毎球、コースと同じルーティンを取ることが理想です。しかし、時間の関係上なかなか実行できないのも理解できます。少ない練習時間でも最低限のルーティンは必要です。しっかりとしたルーティンを取り入れる事により、コースで使える為のショット練習が可能になります。



初心者さんにとってゴルフクラブのフェースを、しっかりとターゲットに向けるのは、実に難しい物です。まずは、後方から確認してボールとターゲットを結ぶ線上にボール等の目印をおいておきましょう。(コース場では後方から枯れ芝やゴミなどを捜すことになります)

そして、目印にフェースの向きをしっかりと合わせます。(ボーリングで言うスパッツです。遠くの物で合わせるよりも近くの物を基準に合わせる方が、より正確で簡単です)特にアプローチの場合ヘッドスピードが遅いため、ショット時のスピンによる方向の修正よりも、フェースの向きが、絶対的に重要になります。



目印とボールを結んだ架空線に対して、両脚のつま先を平行に広げます。
(アプローチの場合は左足を引きオープンに構えます)

実際に架空線上に平行に立つと言うことを忘れて、ターゲットの向きと、足の向きが毎回違う方が大勢います。



最後にセットアップの姿勢から**首だけを回す**ようにして、目標方向を確認します。

この行為は、目標方向を身体に覚えさせて、本能的にボールをターゲット方向に飛ばす要因になります。

また、**首だけを回し上げる**ことにより、(首や身体を起すことは、ヘッドアップの感覚を身体に植え付けてしまうことになります)下だけを向いた平面的な感覚から立体的な感覚を身体に、呼び起こすことが出来、三半規管によるバランス感覚も良くなります。

以上の事を最低でも取り入れていなければ、いくらボールを打つ練習をしても、再現性の高い球は、望むことができません。参考になれば幸いです。

スコアアップ **あなたなら絶対出来ます。**

再現性が高くなるためのルーティンを取り入れましょう。



町田モダンゴルフ リアルレッスン

講師:大崎 聡(おおさき あきら)

サイトではお役立ちレッスンをご紹介します。
⇒ ameblo.jp/hoshitakato/



Google

100切りゴルフ予備校

合理的な練習方法こそが、ダントツのスコアのコツです。
ゴルフのお悩み、私が解決します!